



福運協第3号
平成23年2月1日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 尾形 裕也

平成23年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成23年1月19日付け保年第1786号にて、貴職から諮問を受けた、平成23年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

平成23年度の一般被保険者医療給付費分に係る被保険者一人あたり保険料を、54,989円(前年度に比し、2,752円引下げ)とする諮問については、諮問どおり、54,989円とすることが適当である。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の下、被保険者が拠出する保険料並びに国庫支出金及び都道府県支出金によって賄われるのが基本であることから、医療費等の支出の増加が見込まれる場合、本来、保険料は引上げとなるべきところである。

しかしながら、平成23年度保険料の算定において、中間所得者層の負担軽減に向けた賦課割合の変更を行うこととしており、これによって生じる低所得者層の負担増加などに配慮した措置として、今回に限り、諮問どおり引下げを適当とするものである。

なお、この措置が一般会計の繰入、すなわち市民の税負担に基づく貴重な財源によるものであることに鑑み、市民の理解を得る努力を最大限すべきであることを申し添える。

後期高齢者支援金等分に係る被保険者一人あたり保険料を、17,010円(前年度に比し、752円引上げ)とする諮問については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり、17,010円とすることが適当である。

介護納付金分に係る被保険者一人あたり保険料を、20,341円(前年度に比し、654円引下げ)とする諮問については、介護納付金に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり、20,341円とすることが適当である。

2. 保険料の賦課限度額について

医療給付費分保険料の賦課限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等分保険料の賦課限度額を13万円から14万円に、また、介護納付金分保険料の賦課限度額を10万円から12万円に引き上げる諮問については、中間所得者層の保険料負担の軽減に資するため、国民健康保険法施行令が同様に改正された場合、諮問どおりとすることが適当である。

3. 出産育児一時金の額について

出産育児一時金の額を、経過措置終了後の平成23年4月1日以降においても、39万円とする諮問については、被用者保険との均衡を考慮し、健康保険法施行令が同様に改正された場合、諮問どおりとすることが適当である。

4. その他

今後、高齢化の進展等により医療費の増加が見込まれる中、本市の国民健康保険事業の安定的な運営のため、市は保険料収入の確保や医療費適正化など、収支両面にわたり、財政健全化に向け、効率的かつ効果的な取組みに一層努めるよう強く要望する。